

令和7年1月
スタート

― 積丹町 子ども子育て支援対策 拡充 ―

「学校給食費」無償化

令和7年1月1日から、児童生徒の家庭の経済的負担軽減につながる町子育て支援対策『学校給食費の無償化』を実施します。

学校給食法では保護者も負担を

学校給食は、児童・生徒の身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う国の施策として、本町では昭和47年2月に学校給食センターを開設し、給食の提供を行っています。

学校給食法では、センター設置者（町）と保護者との「給食費の負担区分」が定められています。

しかし本町では、これまでも保護者の負担を極力軽減するため、光熱水費、燃料費も町が負担し、保護者には食料費（賄材料費・米、肉、魚、野菜、調味料などの一部）に限定して給食

費負担金を徴収し、給食センターの運営経費に充ててきました。

現在の保護者負担金は、小学生は1食当たり265円（4,200円/月）、中学生は309円（4,900円/月）で、センター年間運営費の約14%（R5年度）です。

国の給食費無償化の動き

コロナ禍や物価高騰などの社会経済情勢による保護者の経済的負担軽減のため、全国各地で学校給食費の一部助成や無償化を独自に実施する自治体が増えています。

一方で、国（文部科学省）は、

現行法で保護者が負担すべき学校給食費を、自治体の判断により補助（助成）することを妨げるものではないとの見解に立ちながらも、まだ学校給食費無償化の法改正や助成措置の制度化は実現していません。

当分の間不徴収とする

町特例条例を制定

町では、給食費無償化に向けて、子育て支援の観点からも、これまで町議会や学校給食センター運営委員会での協議、子ども子育て審議会での諮問・答申を経て、町独自の無償化制度の議論を重ねてきた結果、「国の学校給食費の無償化施策が実現するまでの当分の間、不徴収と

する」町の特例条例を制定しました。

その理由は、町独自制度の合規性と安定性を確保するとともに、「補助（助成）制度」とした場合に必要な申請・精算等の事務手続が簡素化され、学校給食行政と保護者等の事務負担も軽減されることです。

また、公平性への配慮から、町立学校に学籍があり、食物アレルギー等により学校給食の全部を停止又は一部のみの提供を受けている子どもの保護者等への「学校給食費相当額を給付する制度」を同時に創設することとしました。

財政への影響縮減と

給食の質の確保に努力

令和7年1月からの無償化に伴う今年度の影響額は、3カ月分の歳入で112万3千円の減です。

令和7年度では、年間454万円の歳入減と見込んでいますが、ふるさと納税寄附金など「町予算全体」の中での財源捻出に

努力することになっています。

また、給食費の無償化により学校給食内容の質的及び量的な水準を低下させることのないよう、食育の観点等にも配慮しながら、円滑な学校給食の運営に努めます。

なお、保護者の方々に納付いただいている今年度の学校給食費の取り扱いについては、納付書払い、口座振替等、個別に取り扱いが異なりますので、別途ご案内いたします。保護者の皆さまのご協力をお願いします。



▲給食の様子（余別小学校）

町独自の「学校給食費」の無償化 =令和7年1月1日スタート=

●学校給食法で定める負担区分

保護者が負担する経費			給食センター設置者（町）が負担すべき経費	
食材費 (賄材料)	光熱水費	燃料費	修繕費	人件費 ほか [※]



●積丹町の現状（金額は、令和5年度歳出決算額）

保護者が負担する経費	町が負担している経費					給食センター 管理運営費 総 額
食材費 (賄材料)	光熱水費	燃料費	修繕費	人件費	ほか [※]	
4,986 千円 (14.4%)	29,731 千円 (85.6%)					34,717 千円 (100%)

*給食調理・配送業務委託費を含む



●令和7年1月からの積丹町の学校給食費負担区分

保護者負担	町負担（全額）				
なし	食材費 (賄材料)	光熱水費	燃料費	修繕費	人件費 ほか [※]

*学校教職員とセンター職員（従事者）等の給食費は、有償。

令和6年度 受賞者

《絵画》

積丹町長賞	筒塩 理巧さん (余別小6年)
金 賞	木浪愛生羽さん (美国小1年)
銀 賞	笠井 寿信さん (美国小4年)
	三上竜一郎さん (日司小4年)
	本間 色 さん (美国小3年)
	木田丞之介さん (美国小2年)

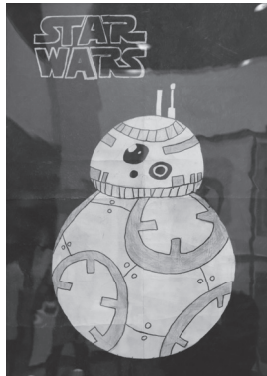
《書写》

積丹町教育長賞	石川 七翔さん (美国小5年)
銀 賞	松葉 樹 さん (美国小6年)

MOA美術館（静岡県熱海市）では、毎年小学生を対象に全国規模の作品展を実施しています。
MOA美術館小樽児童作品展（実行委員長・中村裕之衆議院議員）は、小樽市、余市町、仁木町、古平町、積丹町の児童が制作した、絵画29点、書写18点の中から、著名な審査員の審査を経て絵画6点、書写2点が入賞。



▲石川七翔さん 書写「道」



▲筒塩理巧さん「BB-8」

11月10日には市立小樽美術館で表彰式が挙行されました。
当町からは余別小6年の筒塩理巧さんの作品「BB-8」が絵画の部で積丹町長賞、美国小5年の石川七翔^{ななと}さんが書写の部で積丹町教育長賞を受賞しました。

MOA美術館 小樽 児童作品展
筒塩 理巧 さん (余別小6年) 絵画の部
石川 七翔 さん (美国小5年) 書写の部
入賞

中学生の『税についての作文』

— 令和 6 年度 (第 58 回) 全国応募編数 435, 572 編の中から選考 —



左から、黒田余市税務署長、西村 栞さん、小原美国中学校長

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会では、共催により毎年税の仕組みや使われ方など租税教育の一環として【税】に関する内容をテーマに中学生の『税についての作文』を募集しています。

美国中学校では、社会科の授業で学んだ税について作文を書いて応募し、西村栞さん（美国中3年）の作文が全国納税貯蓄組合連合会優秀賞に入选し、11月18日に黒田憲一郎余市税務署長から表彰されました。

《 優秀賞 入選作品 》

積丹町民の足を支える税金

美国中学校3年 西村 栞

私たちの住んでいる積丹町は、人口二千人を切る小さな町だ。そのためバスの本数は少なく、電車も通っていないため、多くの人が自家用車で移動している。私自身ほとんど両親の車に乗って移動しているが、たまにバスを利用することもある。両親の都合で自家用車を使えないときは、よくバスを利用してはいるため、こういうときには便利だなと思ったし乗るたびにそのありがたみを感じていた。

そんな中、昨年の九月いっばいで民間のバス会社が運営している町内を走るバスの一部が廃止となった。主に利用客の減少によって採算が取れなくなったという理由からである。廃止を知ったときには正直これから町内を移動する手段が減るのかと思う、心配になった。また、このバスは町民だけでなく町外から来た観光客の方々も一部利用しているため、そのような方々も困るの

ではないかと不安になった。

そんなときに、町が運営する生活交通バス、通称「しゃこバス」の運行が決まった。乗車するためには前日までの事前予約が必要となったが、以前より停留所の数が増えたり、運賃も安く設定されたりした。そこで私はふと、採算が取れなくなつて廃止されたはずのバス路線が、なぜ町によって存続でき、運賃も以前より安く設定できるのかと疑問に思った。そこで、インターネットで調べたり、両親に尋ねたりしたところ、国民が払った税金の一部がバスの補助金として使われているからということが分かった。私たちバスの利用者が払う運賃だけでは賄いきれない分を支えてくれているのが税金である。そのことを知った私は、税金がいかに大切な存在であるのか気づかされた。

税金が警察署や消防署、

道路や橋の整備などに使われていることは知っていたが、バスの補助金として使われていることは知らなかった。バス路線の廃止をきっかけに、税金のおかげで私たちの生活が知らず知らずのうちに支えられていたことを実感することができた。中学生である私たちは、消費税しか払う機会がないが、私が払った税は誰かを支え、誰かが払った税は私を支えてくれている。そう考えると、やはり税金はなくてはならない存在だし、とても大切だと思った。



交通事故死ゼロの日

2,000日 達成

12月11日総合文化センターで、去る11月27日で交通事故死ゼロ2,000日を達成した当町に、北海道知事及び札幌方面余市警察署長から感謝状と北海道交通安全推進委員会長からの表彰状が贈られました。

後志総合振興局上坂くらし・子育て担当部長及び鈴木余市警察署長から松井町長へ伝達されました。

報道関係者や町職員が参席した伝達式では賞状の伝達、上坂くらし・子育て担当部長と鈴木余市警察署長の祝辞に続き、松井町長から「さらに記録を伸ばせるよう、町民一丸となって運動を続けていきたい。」と謝意を述べました。

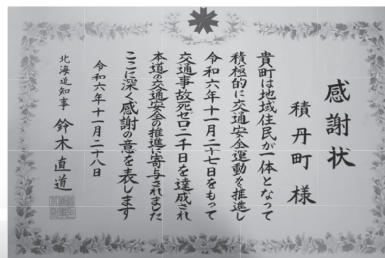
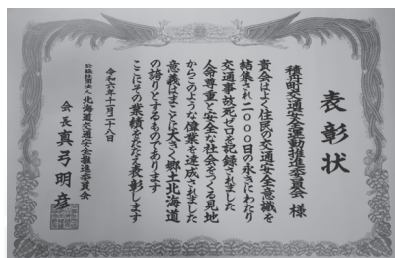
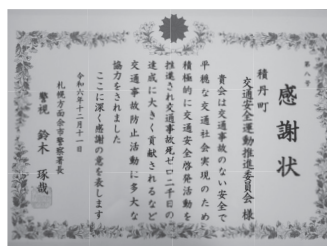
この記録は令和元年6月7日



▲鈴木余市警察署長



▲上坂くらし・子育て担当部長



の事故後からの記録で、前回は6,870日間交通事故死ゼロ全道2位で、7,000日達成の目前でした。

夏場には、札幌圏や道内外から大勢の観光客が訪れる町でありながら「交通事故死ゼロ」の記録を1日ずつ積み重ねる積丹町の交通安全への取り組みは、各機関から高く評価。

今後この記録が続くよう、町ぐるみで交通安全運動を進めていきたいと思います。

～ 民間企業から派遣 ～

地域活性化起業人

12月9日から株式会社つぎきの森（櫻井珠真呂代表取締役・神奈川県鎌倉市）から派遣の、平川大雅さんが本町初の『地域活性化起業人』として町企画課で勤務しています。

平川さんは、ふるさと納税業務に従事し、ふるさと納税制度を活用したまちのPRと地域経済活性化への貢献が期待されます。

～ 地域活性化起業人とは ～

「地域活性化起業人」制度は、三大都市圏の民間企業等の社員がそのノウハウや知見を生かしながら地方独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化などにつながる業務に従事し、自治体と協力して地方への人の流れを創り出すことを目的とした総務省所管の民間人材派遣支援制度です。

また、起業人の受け入れ等に要する経費は、特別交付税で国から措置されます。



株式会社つぎきの森（神奈川県鎌倉市）
ひらかわ たいが 平川 大雅 さん（26歳）

ふるさと納税に携わらせていただきます。積丹町を盛り上げられるよう尽力します。町内の事業者の皆さんと接する機会が多いと思いますので、よろしくお願いします。（出身地：函館市）

一般会計

歳入歳出予算額 34 億 8,993 万 3 千円

＜現年度予算額＞ 33 億 8,135 万 6 千円 ＜繰越明許費＞ 1 億 857 万 7 千円

歳入

収入済額 15 億 7,343 万 3 千円

＜現年度分＞ 15 億 5,694 万 1 千円

＜繰越明許費＞ 1,649 万 2 千円

歳入科目	予算額	収入済額	収入率
現年度分			
自主財源			
町税	1 億 5,065 万 1 千円	1 億 613 万円	70.45%
分担金及び負担金	5,132 万円	651 万 1 千円	12.69%
使用料及び手数料	4,440 万 5 千円	1,997 万 2 千円	44.98%
その他	4 億 9,198 万 8 千円	1 億 4,885 万 5 千円	30.26%
計	7 億 3,836 万 4 千円	2 億 8,146 万 8 千円	38.12%
依存財源			
地方交付税	18 億 2,800 万円	11 億 8,744 万円	64.96%
国・道支出金	3 億 1,878 万 8 千円	4,411 万 9 千円	13.84%
町債	4 億 1,290 万円	0 円	0.00%
その他	8,330 万 4 千円	4,391 万 4 千円	52.72%
計	26 億 4,299 万 2 千円	12 億 7,547 万 3 千円	48.26%
小計	33 億 8,135 万 6 千円	15 億 5,694 万 1 千円	46.04%
繰越明許費	1 億 857 万 7 千円	1,649 万 2 千円	15.19%
合計	34 億 8,993 万 3 千円	15 億 7,343 万 3 千円	45.08%

歳出

支出済額 10 億 8,185 万円

＜現年度分＞ 10 億 6,301 万 4 千円

＜繰越明許費＞ 1,883 万 6 千円

歳出科目	予算額	支出済額	執行率
現年度分			
議会費	5,768 万 6 千円	2,868 万 1 千円	49.72%
総務費	11 億 1,615 万 3 千円	3 億 597 万 8 千円	27.41%
民生費	4 億 6,754 万 9 千円	1 億 7,585 万 9 千円	37.61%
衛生費	2 億 8,462 万 7 千円	6,621 万 7 千円	23.26%
労働費	418 万 9 千円	189 万 2 千円	45.17%
農林水産業費	1 億 7,032 万 5 千円	4,892 万 6 千円	28.73%
商工費	1 億 7,330 万 7 千円	3,753 万 4 千円	21.66%
土木費	2 億 6,062 万 6 千円	2,106 万 7 千円	8.08%
消防費	1 億 9,873 万 1 千円	9,973 万 1 千円	50.18%
教育費	2 億 4,366 万 3 千円	7,428 万 2 千円	30.49%
災害復旧費	7 万円	1 万 3 千円	18.57%
公債費	4 億 2 万 1 千円	2 億 283 万 5 千円	50.71%
諸支出金	340 万 9 千円	0 千円	0.00%
予備費	100 万円	0 千円	0.00%
小計	33 億 8,135 万 6 千円	10 億 6,301 万 4 千円	31.44%
繰越明許費	1 億 857 万 7 千円	1,883 万 6 千円	17.35%
合計	34 億 8,993 万 3 千円	10 億 8,185 万円	31.00%

公表

町予算の執行状況を公表

令和 6 年度上半期（令和 6 年 9 月 30 日現在）

年度上半期（4 月 1 日～9 月 30 日）の町予算の執行状況をお知らせします。
地方自治法の規定により税金や国・道からの交付金など、町の財政状況を公表するものです。

特別会計

公営企業会計

特定の事業を行うため、一般会計の歳入・歳出と区分して経理するための会計です。

会計別	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険事業	1 億 1,241 万 2 千円	3,031 万 1 千円	26.96%	5,116 万 9 千円	45.52%
事業勘定直診勘定	9,545 万 9 千円	728 万 6 千円	7.63%	3,437 万 2 千円	36.01%
介護福祉サービス事業	5,149 万円	675 万 7 千円	13.12%	1,882 万 7 千円	36.56%
後期高齢者医療	4,669 万 2 千円	1,303 万 4 千円	27.91%	1,244 万 3 千円	26.65%

簡易水道事業

	現行予算額	収入済額	収入率		現行予算額	支出済額	執行率
収益的収入	1 億 2,153 万 2 千円	3,625 万円	29.8%	収益的支出	1 億 5,022 万 1 千円	1,318 万円	8.8%
資本的収入	6,861 万円	0 千円	0.0%	資本的支出	9,821 万 3 千円	1,639 万 2 千円	16.7%

集落排水事業

	現行予算額	収入済額	収入率		現行予算額	支出済額	執行率
収益的収入	7,815 万 7 千円	3,696 万 9 千円	47.3%	収益的支出	6,265 万 2 千円	1,018 万 1 千円	16.3%
資本的収入	4,860 万 1 千円	0 円	0.0%	資本的支出	7,898 万 1 千円	2,584 万 1 千円	32.7%